

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示書面)

2024 年 6 月 12 日

ニチレキ株式会社

2024年6月12日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都千代田区九段北四丁目3番29号

ニチレキ株式会社

代表取締役社長 小幡 学

当社は、2024年5月17日付で当社の完全子会社であるニチレキ分割準備株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うこととしました。

本件分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

2024年5月17日付で当社と承継会社が締結した吸収分割契約書は、別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

承継会社は当社の完全子会社であることから、本件分割に際し、承継会社は当社に対して承継会社の株式その他の金銭等の交付を行いません。

3. 吸収分割会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

承継会社は2024年4月1日に設立された会社であるため確定した最終事業年度は存在しません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりであります。

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	300百万円	株主資本	300百万円
現金及び預金	300百万円	資本金	300百万円
資産合計	300百万円	負債及び純資産合計	300百万円

なお、承継会社の会社成立後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生じる日以後における当社および吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 当社の債務の履行の見込み

当社の2024年3月31日の貸借対照表における資産及び負債の額は、下表のとおりであり、その後これらの額に重大な変動は生じておりません。

	資産の額	負債の額
当社	78,128 百万円	24,441 百万円

本件分割により、当社が承継会社に承継する資産の額は21,804百万円、負債の額5,421百万円となる見込みです。

また、本件分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

従って、本件分割後の当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上より、本件分割の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社（承継会社）が承継する債務の履行の見込み

承継会社の2024年4月1日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、下表のとおりです。

	資産の額	負債の額
承継会社	300 百万円	0 円

本件分割によって、承継会社が当社から承継する資産の額は21,804百万円、負債の額5,421百万円となる見込みであり、本件分割後における承継会社の資産及び負債の見込み額はそれぞれ22,104百万円及び5,421百万円です。但し、当社から承継会社への債務の承継については、重疊的債務引受けの方法によるものといたします。

また、本件分割の効力発生日までに承継会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

従って、本件分割の効力発生日以後の承継会社の資産の額は、負債の額を十分上回る見込みです。

以上より、本件分割の効力発生日以後においても、承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

(別紙1)

吸収分割契約書

ニチレキ株式会社(以下、「甲」という。)およびニチレキ分割準備株式会社(以下、「乙」という。)は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下、「本件分割」という。)に関し、次のとおり、分割契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収分割)

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、第5条に定める効力発生日(以下「効力発生日」という。)に、甲の営む一切の事業(甲が株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理、グループ運営に関する事業及び不動産の管理・賃貸に関する事業を除く。以下、「本件事業」という。)に関して甲が有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条(分割会社及び承継会社の商号および住所)

本件吸収分割にかかる、甲(吸収分割会社)及び乙(吸収分割承継会社)の商号及び住所は次のとおりである。

甲(吸収分割会社)

商号：ニチレキ株式会社

(ただし、効力発生日に「ニチレキグループ株式会社」に商号変更予定。)

住所：東京都千代田区九段北4丁目3番29号

乙(吸収分割承継会社)

商号：ニチレキ分割準備株式会社

(ただし、効力発生日に「ニチレキ株式会社」に商号変更予定。)

住所：東京都千代田区九段北4丁目3番29号

第3条（承継する資産、債務、契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細書」に記載のとおりとする。
2. 前項に関わらず、本承継対象権利義務のうち（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、または（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継は、すべて重疊的債務引受の方法による。ただし、甲乙間においては最終的な債務の負担者を乙とし、当該債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2024年10月1日とする。ただし、本件分割にかかる手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、2024年6月27日に開催される株主総会において、本契約の承認および本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本件分割にかかる手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙協議の上、これらの手続を変更することができる。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本件分割を行う。

第7条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降においても、乙に対して本件事業について競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、法令が定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、もしくは本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（準拠法及び専属的合意管轄）

1. 本契約については、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2024年5月17日

(甲) 東京都千代田区九段北4丁目3番29号

ニチレキ株式会社

代表取締役社長 小幡 学

(乙) 東京都千代田区九段北4丁目3番29号

ニチレキ分割準備株式会社

代表取締役社長 小幡 学

別紙 承継権利義務明細書

乙が甲から承継する本件事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、効力発生日において甲が有する本件事業に関して属する次の権利義務とする。ただし、甲及び乙が別途合意する権利義務についてはこの限りではない。

なお、乙が甲から承継する本件事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、2024年3月31日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に関する流動資産（ただし、乙の必要運転資金を超える現預金を除く。）

(2) 固定資産

本件事業に関する固定資産（ただし、一部の不動産を除く。）

(3) 投資その他の資産

本件事業に関する投資その他の資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に関する流動負債

(2) 固定負債

本件事業に関する固定負債

3. 承継する雇用契約等

効力発生日において甲に在籍し、本件事業に主として従事する全ての従業員（雇用形態を問わず、かつ出向者、休職者及び採用内定者等を含む。）に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。ただし、甲が乙に承継させる必要がないと判断した甲の従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務は除

く。

4. 承継するその他の権利義務

本件事業に属する取引基本契約、秘密保持契約、業務委託契約、その他本件事業に属する一切の契約に係る契約上の地位およびこれらの契約に付随する権利義務。ただし、次の権利義務を除く。

- ・ 乙に承継されない資産に係る契約に基づく契約上の地位及び権利義務。
- ・ 契約締結主体の法人格が変わることが認められないもの。
- ・ 契約上の地位移転が当該契約上禁止されているもの。

5. 許認可等

本件事業に属する一切の免許、許可、認可、承認、登録および届出等のうち法令上吸収分割により承継することが可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるもの、許認可等の再取得が必要なもののうち、本件吸収分割の効力発生日までに当該許認可等の再取得が完了できなかったものを除く。

以上